

平成28年度幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組

少子高齢化、人口減少が進むわが町において、潤いある生活を安心して営むことができる環境を整えるため、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って平成28年度当初から実践する取組についてご紹介します。(6～9ページ)

【幌延町移住促進住宅運営事業】

町では町外在住の方の町内への転入を誘導する移住促進政策を講じ、人口確保による町の活性化を図ることを目的として、問寒別地区に幌延町移住促進住宅を設置しました。

住宅情報：問寒別地区移住促進住宅 字問寒別127番地1 (1棟2戸)
 ・3LDK 70.47㎡ (ファミリー向け) /家賃 月15,000円
 ・1DK 31.59㎡ (単身者向け) /家賃 月10,000円

建設年度：建設 昭和51年度/改修 平成27年度

入居資格：①幌延町へ移住し、問寒別地区移住促進住宅に住むこと。

※特別の事情により、町内に住んでいる方でも入居を認める場合があります。

②独立した生計を営んでいて、家賃の支払い能力があり、また、現在居住している市区町村で、市区町村住民税等を滞納していないこと。

③入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

④入居者か同居者のうちどちらかが町内で就業もしくは就農し、または予定していること。

※上記の入居資格全てを具備する世帯でなければ入居は認められません。

申込方法：幌延町役場 産業振興課企画振興グループ (旧総務課企画振興グループ) へ申込書等必要書類の提出 (郵送可)

必要書類：・申込書 (様式第1号) 及び添付書類 (世帯全員の住民票、世帯全員の納税証明書、その他町長が必要と認める書類)

・同意書 (様式第1号の2)

※申込書 (第1号様式) 及び同意書 (様式第1号の2) については、役場ホームページに掲載または産業振興課企画振興グループ (旧総務課企画振興グループ) に配置しております。



【幌延町民営賃貸住宅建設促進助成事業】

民間活力による良質な賃貸住宅の確保と住環境の整備を図り、移住定住の促進と地域経済の発展を目的として、民営賃貸住宅を建設する方に経費の一部を助成します。

●**助成対象** (次の全てに該当する個人または法人)

- ・賃貸住宅を新築した所有者 (個人または法人) ※町内に居住または町内に本店もしくは支店の住所がある場合に限る。
- ・公租公課に滞納がないこと。
- ・個人または法人の役員及び職員が暴力団員でないこと。

●**助成対象物件**

別に定める整備基準により、新築する1棟当たり2戸以上の長屋または共同住宅 (組立式仮設住宅であるものを除く。) で賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する以下の条件を満たす住宅であること。

- ・個人が新築する場合において、当該個人または当該個人の2親等以内の親族が、建設戸数の4分の1を超えて入居しないこと。
- ・入居後の毎月の家賃が、建設工事費を建設戸数で除した額の1,000分の5.5を超えないこと。

●**助成金額**

【町内建設業者が施工をする場合】

- ・建設工事費に100分の30を乗じた額
- ・限度額 1LDK (床面積が40㎡以上) 200万円 2LDK以上 (床面積が50㎡以上) 300万円

【町外建設業者が施工をする場合】

- ・建設工事費に100分の20を乗じた額
- ・限度額 1LDK (床面積が40㎡以上) 130万円 2LDK以上 (床面積が50㎡以上) 200万円

※1万円未満の端数が生じた場合は全額切り捨て。

●**事業の認定** 平成28年度中に助成の対象とする助成賃貸住宅の戸数を公示し、別に定める期間内において事業対象者を募集します。(町ホームページ・告知端末機・町の広報誌)

【幌延町移住定住促進持家住宅建設等奨励事業】

定住人口の増加を図り、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的として、持家住宅の新築、改修及び取得に対する費用について一部補助いたします。

●**補助対象者** (次の全てに該当する方)

- ・町内に住所を有する方または居住しようとする方。
- ・公租公課の滞納をしている者がいない世帯の方。
- ・居住しようとする者のなかに暴力団員その他住民生活を脅かすおそれのある団体の構成員がいないこと。

●**助成金額** 建設等に要する費用に100分の20を乗じた額

- ・限度額 新築 300万円 改修 150万円 取得 100万円

※新築及び改修を町内に本店または支店のない建設業者が施工した場合は、限度額に100分の80を乗じた額を限度とします。

問い合わせ及び申請先 産業振興課 企画振興グループ 電話01632-5-1113 (旧総務課企画振興グループ) 告知端末機5-8814